

令和 7 年度

消防小型動力ポンプ

仕様書

鶴 岡 市

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、鶴岡市（以下「当市」という。）が令和7年度に購入する消防小型動力ポンプ（以下「小型ポンプ」という。）の艤装、その他関係事項について定める。

2 概要

本小型ポンプは、火災時において河川、消火栓等の水利より強力な放水をなし、速やかに消火活動できるものであり、十分な安全性及び強度を有し、耐久性及び耐食性に優れ、本仕様を十分満足し得るよう艤装するものであること。

3 適合法令等

本小型ポンプは、次に掲げる法令、その他関係法令及び通達等に全て適合するものであること。

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）

4 提出書類（1台当たり）

完成検査時提出書類

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 完成写真（小型ポンプ前後左右） | 1部 |
| (2) 小型ポンプ等取扱説明書 | 1部 |
| (3) 小型ポンプ性能試験成績書 | 1部 |
| (4) 日本消防検定協会受託評価合格証の写し | 1部 |
| (5) パーツリスト | 1部 |
| (6) 納品書（明細価格入り） | 1部 |
| (7) その他当市が指定するもの | |

5 艤装

艤装材料は、強度及び耐久性を有する日本産業規格品を使用し、取付品及び付属品は、全て新規格のものを使用すること。

6 検査

検査は納入時の完成検査とする。

(1) 完成検査は当市が立会いの上、次の項目について実施する。

- ① 本体の検査（性能検査含む）
- ② 艤装検査
- ③ 装備品、積載品、付属品
- ④ その他当市が指示するもの

(2) 検査時の指摘等

受注者は、不具合があると指摘された部分について直ちに修正又は交換の上、再検査を

受けなければならない。

7 費用等

納入に至るまでの資機材等に対する技術指導者の派遣、検査及び故障修理等に要した費用の一切は受注者の負担とする。

8 保証期間

本小型ポンプの保証期間は、納入時から1年とし、取付品、積載品については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良、材質不良に起因する故障、不具合は、保証期間終了後においても無償とし、修理又は交換等の改善策を施すものとする。

本小型ポンプの故障及び不具合に関する修理については、迅速に対応すること。また、修理に関する部品等は、国内で準備できる体制を整えること。

9 納入

本小型ポンプを納入する際は、小型ポンプ及び各資機材の燃料、油脂、電池等を全て規定量まで満たし、点検整備を行い、安全に使用できる状態で納入すること。

10 補則

- (1) 仕様書の内容について疑義がある場合は、当市の指示を受けること。
- (2) 本仕様書で示した形式、型式は参考であるが、指定以外（同等品以上）のものを使用する場合は、当市と協議し承認を受けること。
- (3) 特に定めのない事項については、当市の指示に従うこと。
- (4) 受注者は納入に際し当市の指定する日時、場所において職員（専門技術員）を派遣し、小型ポンプ等の点検、整備、使用方法について十分説明を行うこと。また、これに要する費用は受注者の負担とする。

11 納入台数

9 台

12 納入場所

鶴岡市美咲町36番1号 鶴岡市消防本部

13 納入期限

令和8年3月19日（木）

※納入期限に関わらず、納入可能となり次第、納入すること。

第2章 仕様

1 小型ポンプ

- (1) B－3級以上（検定品）
- (2) 最大出力42kw以上、検定出力28kw以上、オートチョーク式
- (3) オイルレス真空ポンプ
- (4) レバー式放口
- (5) セルスタータ・リコイル始動方式
- (6) 冷却水自動還流機構
- (7) 分離給油、低騒音機構
- (8) オーバーヒート防止自動停止装置付
- (9) 排水キャッチタンク付
- (10) ダンパー式圧力ゲージ付

2 積載装置

更新される小型ポンプを積載するための積載装置等を改修調整すること。

3 記入文字等

小型ポンプには、「方面隊名（略字可）」、「所属班数字」及び当市で指定する文字を白色、丸ゴシック文字で記入すること。

第3章 取付品、付属品等

主な取付品、付属品等は、1台当たりにつき別表のとおりとする。